

商標法の規定に基づき特許庁長官の定める博覧会の基準に関する告示案

○特許庁告示第 号

商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第九号及び同法第九条第一項の規定に基づき、特許庁長官の定める博覧会の基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年 月 日

特許庁長官 名

1 商標法第四条第一項第九号に規定する特許庁長官の定める基準に適合する政府又は地方公共団体（以下「政府等」という。）以外の者が開設する博覧会については、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。

一 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。

二 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、同号の趣旨に照らして適當であると判断されるものであること。

三 政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これらに準ずるものであること。

2 商標法第九条第一項に規定する特許庁長官の定める基準に適合する政府等以外の者が開設する博覧会及びパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等又はその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。

二 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、同項の趣旨に照らして適當であると判断されるものであること。

三 日本国において開設される博覧会については、原則として、政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これらに準ずるものであること。